

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和43年10月から45年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、納税貯蓄組合に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していた。

申立期間①当時はA事業所等を経営し、申立期間②当時はB事業所等を経営しており、景気も良く、申立期間の国民年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、C市町村が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和36年度から46年度までの期間において、申立人及びその夫の保険料の納付が確認できる期間については、夫婦の納付年月日はすべて一致していることが確認できることから、申立人の申立期間②のうち、夫については納付済みとなっている昭和44年4月から45年3月までについては、一緒に納付したはずであるとする主張に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①、及び申立期間②のうちの上記の期間を除く昭和43年10月から44年3月までの期間については、一緒に納付していたとする夫も未納となっていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時は納税貯蓄組合に加入し、国民年金保険料を集金人に毎月納付していた。」と主張しているところ、申立期間当時、当該納税貯蓄組合において国民年金保険料も取り扱っていたとする

証言等は得られない上、国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和38年度の保険料は3か月ごとに納付、39年度は前期（4月から9月までの6か月）の保険料を一括納付、40年度の保険料は前期及び後期ごとに一括納付していることが確認できるほか、組合員であった複数の者の納付日はそれぞれ相違しており、納税貯蓄組合において毎月集金が行われていたとする状況はうかがえない。

さらに、申立期間①、及び申立期間②のうちの昭和43年10月から44年3月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
私の手元に、昭和 53 年度の 1 月から 3 月までの期間に係る国民年金保険料の領収書が 2 枚ある。
申立期間について、重複納付をしているものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A 銀行 B 支店で二重に納付した。」と主張しているところ、昭和 54 年 10 月 11 日付けで申立期間の保険料を納付したことを示す A 銀行 B 支店の領収印がある「昭和 53 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書（C 市町村長名で昭和 54 年 3 月 20 日発行）」及び 54 年 10 月 15 日付けで申立期間の保険料を納付したことを示す A 銀行 B 支店の領収印がある「納付書・領収証書（国庫金納入告知書）」を所持している。

また、申立期間の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間の国民年金保険料を還付した記録は無く、C 市町村及び D 年金事務所においても、申立期間の国民年金保険料を還付したことが確認できる記録は見当たらない。

さらに、申立人が、「二重に納付した。」としている申立期間の国民年金保険料のうち、C 市町村長名で発行した納付書によって、昭和 54 年 10 月 11 日付けで納付された分について、C 市町村では、「当時、どのような処理をしたか不明である。」と回答しており、当該保険料が申立人に返還されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで
私が所持する臨時的任用通知書から、平成8年4月1日から同年9月30日までの期間及び8年10月2日から9年3月31日までの期間において、A事業所に勤務していたことが確認できるが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が9年3月31日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する臨時的任用通知書から、申立人は、A事業所に平成9年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A事業所では、「当時の資料は無いが、任用期間が平成9年3月31日までの場合、職種を問わず、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年4月1日であることから、申立人については、資格喪失日を誤って同年3月31日として届け出たことが考えられる。また、同年3月31日まで勤務した臨時職員については、同年3月分の厚生年金保険料を控除したと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成9年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、59万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所では、「当時の資料は無いが、資格喪失日を誤って平成9年3月31日として届け出たことが考えられる。」と回答している上、事業主が資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、納税貯蓄組合に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に毎月納付していた。

申立期間①当時はA事業所等を経営し、申立期間②当時はB事業所等を経営しており、景気も良く、申立期間の国民年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張しているところ、C市町村が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和36年度から46年度までの期間において、申立人及びその妻の保険料の納付が確認できる期間については、夫婦の納付年月日はすべて一致していることが確認できるが、申立期間①及び②についてはその妻も未納であることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時は納税貯蓄組合に加入し、国民年金保険料を集金人に毎月納付していた。」と主張しているところ、申立期間当時、当該納税貯蓄組合において国民年金保険料も取り扱っていたとする証言等は得られない上、国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和38年度の保険料は3か月ごとに納付、39年度は前期（4月から9月までの6か月）の保険料を一括納付、40年度の保険料は前期及び後期ごとに一括納付していることが確認できるほか、組合員であった複数の者の納付日はそれぞれ相違しており、納税貯蓄組合において毎月集金が行

われていたとする状況はうかがえない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの期間及び52年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から52年3月まで
② 昭和52年10月から54年3月まで

国民年金保険料を納めなければ将来年金を受け取ることができないことは分かっていたが、生活に余裕が無く、なかなか納めることができなかった。ある日、年金係の人が自宅を訪問し、このままでは年金を受給することができなくなると説明され、納付することにした。当時は、自宅に来た集金人へ国民年金の保険料を納付していたと記憶している。昭和51年10月から52年3月までの期間及び52年10月から54年3月までの期間の領収書を保存しており、未納期間になっていることに納得がいかないので調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②に係る国民年金保険料の領収書を保管している。」と主張しているところ、申立人が保管する「納付書・領収証書」は、申立期間①及び②の保険料を納付するためのものではあるが、「納付書・領収証書」、「領収済通知書」及び「領収控」が3枚綴りのまま保管され、3枚とも「領収日付印又は領収年月日領収者名及び領収印」の欄は空欄であることから、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す領収書であるとは認められない。

また、当時、A社会保険事務所（当時）においては、職員が秋から冬にかけて国民年金保険料の未納者等に対して戸別訪問し、納付勧奨等を行っていたとしており、通常、戸別訪問時に過年度保険料を納付した場合、領収書は発行されるが、納付書が発行されることはなく、申立人は、そ

の場で保険料を支払うことができなかつたため、申立人が保管する「納付書・領収証書」が発行されたものと推認される。

さらに、申立人の元夫の国民年金保険料の納付記録は、申立人の納付記録とすべて一致していることが確認できるところ、申立期間①及び②は、元夫も未納となっていることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 2 月まで

私は、高校を卒業後、A校に通っていたが、20歳の誕生日を迎えた昭和 60 年*月ごろ、祖父が国民年金の加入手続きを行い、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付してくれていた。

昭和 60 年*月の 1 か月分のみが納付済みとされているが、61 年 3 月に厚生年金保険に加入するまで、継続して納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年*月ごろに、祖父が私の国民年金の加入手続きを行い、61 年 3 月に厚生年金保険に加入するまで集金人に私の保険料を納付していた。」と主張しているところ、B市町村が保管する国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者カードによると、申立人は、60 年*月*日に国民年金被保険者資格を取得した後、同年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、制度上、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、B市町村では、「申立人は、当初、強制加入被保険者として適用となったものの、その後、任意加入被保険者に種別が変更されていることが国民年金被保険者台帳の事跡から確認できる。任意加入被保険者については、被保険者又は家族からの申出により資格取得及び資格喪失の手続きを行っていたことから、申立期間当時、申立人が学生だったので、家族の申出により、資格喪失の手続きが行われたものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を徴収していたとされる徴収人は既に死亡しており、別の徴収人は、「徴収人は、資格取得及び資格喪失の手続きは行っていなかった。また、資格を喪失した者から保険料を徴収することもなかった。」と証言している。

加えて、申立人及びその両親は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の祖父は既に死亡している上、申立人の祖父が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月ごろから 45 年 11 月ごろまで
② 昭和 46 年 4 月ごろから 48 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 9 月ごろ、A 株式会社 に B 職として入社した。45 年 11 月ごろに一度退職し、4 か月ほど別の事業所に勤務したが、46 年 4 月ごろに再び同社に戻り、定年退職まで継続して勤務した。私の厚生年金保険の加入記録では、被保険者資格取得日が 48 年 3 月 1 日となっているが、それ以前から勤務していたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の証言から、申立人は、申立期間①及び②においてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社は、平成 20 年 10 月 18 日に事業を廃止しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間①については、申立人が同じB職として勤務していたと記憶する同僚二人についても、A株式会社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間①当時のA株式会社の事務員は、「当時、就業規則は無く、試用期間の取扱いは人によって相違していた。従業員を厚生年金保険に加入させる時期は、社長が決定し、加入させてもらえない人もいた。」と証言しているところ、A株式会社において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得し、入社日が把握できた8人のうち3人が、

「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と証言しているものの、他の5人は、入社後2か月から約1年の試用期間があった旨証言している。

加えて、申立期間②当時のA株式会社の事務責任者は、「申立人は、B職の長として勤務していたので厚生年金保険に加入させていたはずであるが、厚生年金保険に加入させていない者の給与から保険料を控除することはなかった。」と証言しているところ、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の加入手続については具体的な記憶は無い上、事務担当者は、「厚生年金保険の加入基準は定まっておらず、人によって違っていた記憶がある。人事や経理関係は、社長や副社長が判断し、事務員に指示していた。」と供述している。

その上、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は昭和48年3月1日から55年7月1日まで以外には無く、申立期間において健康保険番号の欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月ごろから 55 年 4 月ごろまで
② 昭和 55 年 8 月ごろから 56 年 3 月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和 54 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月から A 都道府県の大学へ進学したが、秋ごろに中退して実家に戻って来た。その後、知人の紹介により B 株式会社に入社をした。最初はアルバイト扱いだったが、入社から 2、3 か月後に正社員となった。

申立期間②について、友人に誘われて株式会社 C に入社した。最初はアルバイト扱いで D 担当だったが、入社から 2 か月ぐらい後に正社員となり、併せて E 担当となった。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 株式会社では当時の資料を保管していないため、申立人の同社における勤務事実は確認できないものの、申立人は、同社 F 工場における勤務内容等について具体的に記憶していることから、期間は特定できないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 株式会社では、「当社では、申立期間当時から試用期間を含めて労働時間等の雇用契約の内容に基づき、法令どおりに社会保険及び労働保険の加入手続を行っている。短時間労働者についても雇用保険には加入していたはずであり、雇用保険にも加入していないのであれば、短期間のアルバイトの者であったため、社会保険の加入対象ではなかったことが考えられ、その場合には給与から厚生年

金保険料を控除することもない。」と回答しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、B株式会社において、申立期間①を含む前後の期間に厚生年金保険の資格を取得した5人は、同社における厚生年金保険加入期間と雇用保険の加入記録が一致していることが確認できる上、自身の勤務期間を記憶している従業員は、勤務した期間と厚生年金保険の期間は一致している旨供述している。

さらに、申立期間①及びその前後の期間についてB株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、株式会社Cは平成15年8月31日に事業を廃止しており、当時の資料を保管していないため、申立人の同社における勤務事実は確認できないものの、申立人は、同社における勤務内容等を具体的に記憶していることから、期間は特定できないが、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Cの二人の元事務担当者は、「正社員は、社会保険及び雇用保険に加入していた。それ以外の者は、労働時間等の雇用契約の内容によるが、雇用保険には加入してははずであり、雇用保険にも加入していないのであれば、短期間のアルバイトであったことが考えられ、その場合は給与から厚生年金保険料を控除することはない。また、アルバイトから正社員になった場合は、それと同時に社会保険に加入させていた。」と証言しているところ、申立人の、同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、株式会社Cにおいて、申立期間②を含む前後の期間に厚生年金保険の資格を取得した4人は、同社における厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録が一致していることが確認できる上、自身の勤務期間を記憶している従業員は、勤務した期間と厚生年金保険の期間は一致している旨供述している。

さらに、申立期間②及びその前後の期間について、株式会社Cの健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から 44 年 10 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 9 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 56 年 9 月まで

私が株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間①については6万円、申立期間②については11万円、申立期間③については昭和52年10月から54年9月までが28万円、54年10月から56年9月までが32万円とされているが、当時、給与が下がることはなかったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「毎年給与が上がっていたので、標準報酬月額も上がっていたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の申立期間①における株式会社Aに係る標準報酬月額は、申立期間①当時の標準報酬月額の上限（最高等級）の6万円であることが確認できることから、実際の報酬月額がこれを上回ったとしても標準報酬月額は6万円となる。

2 申立期間②について、申立人は、「毎月16万円ぐらいの給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aに係る申立期間②の標準報酬月額は、昭和48年10月1日の定時決定において、13万4,000円から11万円に改定されているところ、申立人と同時期に採用され、同様の業務に従事していた12人についても、その全員が、

同年 10 月 1 日の定時決定において標準報酬月額は 13 万 4,000 円から減額されていることが確認できる。

また、当該 12 人のうち二人については、申立人と同様に 11 万円に改定されていることが確認でき、申立人の申立期間②の標準報酬月額のみが同僚より低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額を遡及^{そきゅう}して引き下げているなどの不自然な記録訂正の形跡も無い。

さらに、株式会社 A では、「申立期間当時の社員の報酬月額及び標準報酬月額に関する資料は保管していないが、申立期間②の標準報酬月額が下がった原因として、基本給以外の残業手当、通勤手当等が減額したことが考えられる。」と回答している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和 52 年 10 月から 53 年 9 月までは 32 万円、53 年 10 月から 54 年 9 月までは 34 万円、54 年 10 月から 55 年 9 月までは 36 万円、55 年 10 月から 56 年 9 月までは 38 万円ぐらいの給与が支給されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の株式会社 A に係る申立期間③の標準報酬月額は、昭和 52 年 10 月 1 日の定時決定において 26 万円から 28 万円に改定され、54 年 10 月 1 日の定時決定において、当時の上限（最高等級）である 32 万円に改定されているところ、申立人と同時期に採用され、同様の業務に従事していた前述の 12 人の同僚と比較して、申立人の申立期間③の標準報酬月額のみが同僚より低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額の記録に不自然な記録訂正の形跡も無い。

なお、株式会社 A では、「申立期間③の標準報酬月額が前年度と比較して同額又は増額している原因として、申立期間②と同様に、基本給以外の残業手当、通勤手当等が影響していることが考えられる。」と回答している。

- 4 このほか、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月 17 日から 62 年 4 月 13 日まで
私は、申立期間において、A株式会社B支店に出稼ぎ労働者として勤務し、C業務やD業務に従事した。
申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び雇入通知書、同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、「当時の出稼ぎ労働者に係る厚生年金保険の取扱いは、資料が残っていないため不明である。」と回答しているところ、申立人が一緒に出稼ぎ労働者として勤務したと記憶する同僚二人も、A株式会社B支店における厚生年金保険の加入記録は無く、一人は、「厚生年金保険には加入していなかったと思う。また、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言し、もう一人は、「7、8回ぐらい出稼ぎ労働者として勤務したが、会社から、出稼ぎ労働者は厚生年金保険には加入していないと説明を受けた記憶がある。」と証言している。

また、申立期間当時、出稼ぎ労働者の取りまとめ役であった者は、「私は、A株式会社B支店に20回ほど出稼ぎに行ったが、同社では、毎年100人以上の出稼ぎ労働者を雇用していたので、会社から出稼ぎ労働者は厚生年金保険には加入させていないと説明を受けた。」と証言しているところ、この者も同社における厚生年金保険の加入記録は無く、同社同支店に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間当時、出稼ぎ労働者として勤務していたことがうかがえる者の加入記録は無い。

さらに、申立期間において、申立人及び前述の同僚二人は、いずれも国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A株式会社では厚生年金基金に加入していたところ、企業年金連合会では、「申立人の厚生年金基金の加入記録の有無を確認したが、加入記録は無かった。」と回答している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。